

令和5年度高知市職員提案制度実施要領

1 趣旨

職員の自由で独創的な発想による本市行政に関する提案を奨励し、実施することにより、行政効果の向上、事務の能率化及び職員の資質向上を図るため、高知市職員提案制度実施規程（平成29年9月5日高知市庁達第14号）に基づき、令和5年度高知市職員提案制度を実施するもの。

2 提案の要件

- (1) 提案は、あらゆる分野に関する具体性のある政策的なもの又は事務事業の改善を図るものについて行うことができる。
- (2) 提案内容は、職員の創意又は研究による具体的かつ建設的なもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - ① 市民サービスの向上に役立つもの
 - ② 事務能率の向上に役立つもの
 - ③ 経費の節減に役立つもの
 - ④ 歳入の増加につながるもの
 - ⑤ 組織の活性化につながるもの
 - ⑥ 本市のイメージ向上につながるもの
 - ⑦ 上記に掲げるもののほか、公益上有効であるもの
- (3) 提出された提案の内容が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、提案として取り扱わない。
 - ① 単なる不平、不満、希望、苦情、批判等で建設的でないもの
 - ② 上記に掲げるもののほか、提案として取り扱うことがこの提案制度の趣旨に反すると認められるもの

3 募集期間

募集期間は、令和5年5月8日（月）から7月14日（金）までとする。

4 提案者の資格

市長部局（出納課を含む。）、議会事務局、上下水道局、消防局、監査委員事務局、教育委員会事務局及び教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）及び各行政委員会事務局の課長補佐級以下の所属職員（会計年度任用職員等含む。）とする。

提案者は、個人又は2人以上のグループで提案を行うことができる。ただし、課長補佐級の職員については、原則として、現在所属する課の所管業務に関する提案を行うことはできない。

5 提案の方法

- (1) 提案者は、「職員提案書（様式1）」を作成し、事務局（総務部行政改革推進課）宛に電子データで提出すること。ただし、提出できる提案は、1人又は1グループにつき、1件とする。
- (2) 補足資料がある場合は、イラストや図を用いて分かりやすく説明した資料等を添付し、事務局宛に電子データで提出すること。
- (3) 提出された職員提案書及び補足資料等は、返却しない。
- (4) 提案を行うに当たっては、自らの職務の遂行に支障を來さないようにしなければならない。

6 提案の審査等

- (1) 提出された提案は、事務局において、提案者の所属、職名及び氏名を秘す、提案内容に係る関係課への意見聴取等の必要な調整を行い、高知市職員提案制度推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）が、下表「審査基準表」に基づき審査及び提案に対する評価を行う。

【審査基準表】

審査要素		評点
規程第2条第2項の要件に基づく効果	提案書の要件に基づく効果があるか	40点満点
創造性（着眼点）	提案内容に創意工夫がされているか	20点満点
実現性	実施の可能性があるか	20点満点
研究努力（企画力）	提案に際し調査研究がされているか	20点満点
要請区分		
実施する	実施に向けた検討を要請する	実施を要請しない

- (2) 幹事会は、提案の審査等のために必要があると判断した場合は、提案者及び提案内容に係る関係課の意見を聴取するものとする。
- (3) 幹事会の審査の結果を踏まえ、高知市職員提案制度推進委員会が表彰区分を決定する。
- (4) 審査の結果については、提案者に直接通知するものとする。
- ① 審査期間：令和5年7月中旬から9月初旬予定
② 結果通知：9月中旬予定

7 表彰等

優秀な提案の提案者には、以下のとおり表彰を行い、記念品を贈呈する。

- (1) 市長賞 Quoカード1万円分（グループ：Quoカード上限3万円分／1人6千円分）
(2) 優秀賞 Quoカード5千円分（グループ：Quoカード上限2万円分／1人3千円分）
(3) 提案賞 Quoカード3千円分（グループ：Quoカード上限1万円分／1人2千円分）
(4) 奨励賞 Quoカード1千円分（グループ：Quoカード上限5千円分／1人1千円分）

8 提案の公表

- (1) 表彰された優秀な提案は、提案内容及び提案者の所属、職名及び氏名を高知市ホームページ及び行政事務支援システム内職員提案制度ポータルサイトにおいて公表するものとする。
- (2) 表彰対象とならなかった提案は、提案概要を高知市ホームページで、また、提案内容を行政事務支援システム内職員提案制度ポータルサイトにおいて公表するものとし、提案者の所属、職名及び氏名は公表しない。ただし、提案の公表に当たって、提案者が所属、職名及び氏名の公表を希望する場合は、提案内容等と併せて、所属、職名及び氏名を公表する。

9 提案の実施

- (1) 審査後、各提案に対する要請区分に応じて、関係部局の長に提案の事業化に向けての実施要請等を行う。
- (2) 提案内容に係る関係課は、提案内容の実現のため、当該提案者と共同することとし、また行政改革推進課の求めに応じて、事業報告書を提出する。

10 提案に伴う諸権利

提案に関する全ての権利は、高知市に帰属するものとする。

11 その他

職員は提案制度の積極的な活用に努めるものとし、所属長は提案制度の積極的な支援及び推進を図るものとする。

12 問合せ

職員提案制度推進委員会事務局 総務部行政改革推進課
担当：林、町田【内線：4478 外線：823-9071】